

## テレワーク環境整備促進補助金を創設します【県内初】

市内事業者及び市外県外事業者によるテレワーク（施設利用型勤務、モバイルワーク、在宅勤務）を促進するため、テレワーク環境整備促進補助金を創設します。企業のテレワーク導入に対する市町村からの補助制度は、県内初です。

市内勤労者の柔軟な働き方を促し、働きやすさを高めるとともに、市内における関係人口の増加による地方創生を図ります。

### 1 対象事業者

市内にテレワーク用サテライトオフィス等を設置又はテレワークを導入しようとする市内事業者及び市外事業者で、かつ、前橋市税に滞納がない者。

### 2 交付対象経費

- (1) サテライトオフィス等の新設に係る施設整備費
  - (2) サテライトオフィス等の新設に係る設備導入費（備品購入含む）
  - (3) サテライトオフィス等の新設に係る賃借料（敷金、礼金、月額）
  - (4) テレワーク導入を目的とした設備導入費（備品購入含む）
  - (5) テレワーク導入に関する専門家へのコンサルティング委託料（顧問料は対象外）
- ※（4）（5）は新たにテレワーク環境を整備する市内事業者に限ります。

### 3 交付金額

補助限度額：100万円

補助率：中小企業…交付対象経費の3分の2以内

大企業……交付対象経費の2分の1以内

### 4 用語の定義

- ・施設利用型勤務…サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とするもの
- ・モバイルワーク…施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態のもの
- ・在宅勤務…自宅を就業場所とするもの
- ・サテライトオフィス…企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと

担 当 産業政策課 雇用促進係  
電 話 027-898-6985